

# 第4次三田市地球温暖化対策実行計画（さんだエコプラン）策定等業務委託仕様書（案）

1. 業務の名称 第4次三田市地球温暖化対策実行計画(さんだエコプラン)策定等業務委託

## 2. 業務の目的

本業務は、三田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)「さんだゼロカーボンシティ推進計画」を踏まえ、同実行計画(事務事業編)「第3次三田市地球温暖化対策実行計画(さんだエコプラン 21(3))」(以下「第3次さんだエコプラン」という。)の検証等を行い、新たな「第4次さんだエコプラン」を策定する。

また、関連して省エネルギー対策を推進する業務等(省エネ法に基づく調査報告等の支援等)を実施する。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

## 4. 委託内容

### (1)第4次さんだエコプランの策定業務

- ・環境省が公表している「地方公共団体実行計画(事務事業編) 策定・実施マニュアル」に基づき、市担当者と協議しながら作成すること。
- ・第3次さんだエコプランの分析結果をもとに、温室効果ガス排出量について、全体の削減目標を設定すること。また、施策ごとの取組目標についても検討すること。なお、目標年度は2030年度(令和12年度)とし、実効性のある目標となるように、対象施設の用途や稼働率等の現状や今後の動向を勘案し、目標達成に向けたプロセスを明確にすること。
- ・目標を達成するにあたり、課題となる事項について抽出し、課題解決のための対策・取組について検討を行うこと。また、その取組等(例:市施設への再エネ導入、公用車のEV化など)について、削減効果の試算(見える化)について検討すること。

### (2)第3次さんだエコプランの取組結果の分析評価・課題抽出

- ・現行計画における取組み状況等を調査・分析し、現行計画の成果や課題等を整理し、評価を行うこと。

### (3)省エネルギー対策等推進に係る業務(省エネ法の定期報告書・中長期計画書作成支援、管理標準遵守状況の確認作業等も含む)

- ・温室効果ガス排出量を算定するためのシステムツール(エクセル等で誰でも取り扱いやすいもの)を作成し、またシステムツールを使用・管理するための取り扱い説明書を作成する。なお、作成にあたっては、環境省が提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)」の活用についても検討すること。
- ・管理標準作成済みの施設について、遵守状況を確認するためのシステムツール(エクセル等で誰

でも取り扱いやすいもの)の作成を行うとともに、システムツールの取り扱い説明書を作成する。

#### (4)令和5年度の取組に対する助言・提案

- ・地球温暖化対策及び省エネルギー対策に関する新技術や国の施策等の情報提供を行うこと。
- ・市の取組について、求めに応じ、助言や情報提供等を行うこと。

#### 5.成果品等

受託者は、業務が完了した際に以下の成果品を提出し、検査を受けるものとする。

- (1)第4次さんだエコプラン(データ含む)-----1部
- (2)第3次さんだエコプラン温室効果ガス集計データ及び分析データ-----1式
- (3)省エネ法定期報告書・中長期計画書(データを含む)-----1部
- (4)エネルギー使用量集計データ(全体、施設毎)-----1式
- (5)管理標準取組状況報告 -----1式

#### 7.業務上の留意事項

- 作業にあたっては、環境省作成の「実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」等その他関係法令等に基づき実施すること。
- データ集計作業等については、汎用ソフトを使用し、市の求めに応じて随時提供すること。
- 地球温暖化対策及び省エネルギー対策に関する新技術等の情報提供を行うこと。
- より具体的で効率よく確実に実行できる方法の検討・提案を行うこと。
- 打ち合わせや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- 本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、委託の範囲を超えて利用してはならない。
- 業務完了後、速やかにデータの破棄を行うこと。
- 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては、三田市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いをおこなうこと。
- 契約締結後、疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- 本件のすべての成果品に係る著作権・著作権等の権利は三田市に帰属するものとする。